

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第3四半期

整理番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	令和2年度舞洲工場高濃度PCB含有廃棄物処分業務委託	特別管理産業廃棄物（処分）	中間貯蔵・環境安全事業(株)	1,306,230	令和2年11月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度舞洲工場高濃度PCB含有廃棄物処分業務委託

2 契約の相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所

3 随意契約理由

高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律およびポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）に基づいて、事業者において適切に保管及び処分をおこなう必要があります。

平成26年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更され、当該対象の高濃度PCB廃棄物は同基本計画に基づき、西日本エリアは、高濃度PCB廃棄物のうち汚染物等の拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）大阪PCB処理事業所で処理することとされています。さらには、平成28年8月1日にPCB特別措置法が改正施行され、高濃度PCB使用製品を含めた高濃度PCB廃棄物の処分期間の変更がなされ、一日も早く確実に処理をおこなうことが求められています。

本組合では、高濃度PCB廃棄物を保管しており、法に準じて適切に処理をおこなわなければならない。今回処理を行う高濃度PCB廃棄物は、大阪PCB処理事業所が唯一の処理施設であることから、同事業場を保有しているJESCOと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部施設管理課
(電話番号：06-6630-3360)